令和二年十二月二十一日

定める。 養蜂振興法(昭和三十年法律第百八十号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように<mark>〇農林水産省令第八十三号</mark>

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法第五条第一項の規定による証票)物 防 疫 官 証

第九条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 別記第一号様式を次のように改める。

(植物防疫法施行規則の一部改正)

一号様式 (用紙の大きさは、 日 本産業規格A6とし、 中央点線の所から二つ折りとする。 (第五条関係

(1) (表面

2 きは、これを呈示しなければなられてするときは、その身分を示す証行するときは、その身分を示す証孔五条 植物防疫官及び植物防疫員 するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により は、これを呈示しなければならない。 又は関係者の要求があつたと
証票を携帯し、且つ、前条第一
具は、この法律により職務を執

第

묽

年

月

交付

裏面

第四十一条 に処する。 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰

植

物 防

疫 官

生氏官 年 月 日名職

せず、若しくは虚偽の陳述をした者 若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、 第四条第二項の規定による命令に違反した者 で、妨げ

報

写

真

産省に植物防疫官を置く。 この法律に規定する検疫又は防除に従事させるため、植物防疫法(抄) 農林水

2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略)

(1)

(表面)

官 植 植物 .物防疫法第五条第一物 防 痠 員 証 項の規定による証票)

第 裏面 農林水産省に植物防疫員を置くことができる。植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため一条(略) 写 号 真 (略) 植物防 植 物 年 防 疫法 疫 月 員 (抄) 日交付 生氏所 年 月 日名属

別記第五号様式から第十一号様式までの様式中「鈿」を削る。別記第四号様式イイ中「鈿」を削り、備考1を削り、備考2を備 別記第二号様式中「璺」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。 備考2を備考1とし、 備考3を備考2とする。

別記第十九号様式及び別記第二十号様式中「鈿」を削る。別記第十五号様式及び別記第十六号様式中「鈿」を削り、 別記第十四号様式行及び印中 別記第十二号様式中「璺」を削り、備考4を削り、備考5を備考4とする。 「靊」を削り、 備考1を削り、備考2を備考1とし、 備考を削る。

備考3を備考2とする。

(第三十六条関係) 第二十三号様式

(緊急措置命令書)

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

農林水産省指令 第 묽

+ <u>二</u> 士 $\frac{-}{+}\frac{-}{+}$ 一十三号様式から別記第二十五号様式までを次のように改める。 一号の十四様式中「圕」を削り、一号の十様式中「圕」を削る。 一号の五様式中 一号の九様式中 「僵」を削る。 を削り、 備考を削る。

年 月 H

農林水産大臣

記

- 1 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの品名及び数量
- 2 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの所在地
- 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき期日又は期間 3
- 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき場所 4
- 消毒、除去、廃棄等の措置の方法 5
- その他必要な事項 6

殿

別記第二 別記第

別記第二 別記第二

|十二号の三様式及び別記第二十二号の四様式中「轡」||十一号様式中「轡」を削り、「粠邨岜及びは、鉱幣中]

を「栽培地及びは場番号」に改める。

を削り、備考を削る。

第二十四号様式 (第三十七条関係)

(緊急防除協力指示書)

報

農林水産省指令 第 号

殿

植物防疫法第19条第1項の規定に基づき、下記により防除に関する業務に協力することを指示する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 協力実施の区域及び期間
- 3 協力の内容
- 4 その他必要な事項

第二十五号様式 (第三十八条関係)

緊急防除協力成績書

年 月 日

農林水産大臣

殿

住所 氏名又は名称 及び代表者氏名

年 月 日付け協力指示書により指示を受けた緊急防除協力の 成績を下記のとおり報告します。

記

- 1 協力指示を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 協力実施の区域及び期間
- 3 協力実施の方法
- 4 協力実施の効果
- 5 その他必要な事項

報

別記第二十七号様式中 別記第二十六号様式中 「⑪」を削り、 「⑪」を削り、備考を削る。 備考3を削り、備考4を備考3とする。

別記第二十八号様式中

「⑪」を削る。

別記第二十九号様式中「⑪」を削り、備考を削る。

別記第三十号様式中「⑪」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記第三十一号様式中 別記第三十二号様式中「啣」を削る。 「⑪」を削り、備考4を削る。

別記第三十六号様式中「⑪」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。 別記第三十三号様式から別記第三十五号様式までの様式中「愈」を削り、備考を削る。 官

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(施行期日)

(経過措置)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。